



2026 年 9 月 18 日

各 位

東海東京証券株式会社
名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

元社員らによる不適切な金銭受領の発生及び再発防止策等について

この度、誠に遺憾ながら当社において下記の不祥事案が発生し、本日、被害を受けたお客さまと補償に関する合意に至りましたので、当社の調査を通して判明した事実、及びお客さまへの対応状況や再発防止に向けた取り組み状況等について、下記のとおりご報告いたします。

本件につきましては、判明後、速やかに対応を開始してまいりましたが、捜査当局の捜査への影響等を踏まえ、公表の時期について慎重に検討してまいりました。

本日、裁判所の調停手続を通じて被害を受けたお客さまと補償内容について合意に至ったことを踏まえ、本件を公表することといたしました。信用を第一とする金融機関として、お客さまや社会からの信頼を損なう事態を招いたことについて、役職員一同、深く反省するとともに、本件により、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事案の概要

当社は、1 名のお客さまからの指摘により、当社社員が当該お客さまから当社の定める手続によらない方法で不適切に現金を受領していたとの疑義に接したところ、社外弁護士による助言を得ながら事実調査を実施した結果、当社新潟支店に勤務していた元社員 A が、当社城東支社東京営業部に在籍していた 2023 年 4 月ころから新潟支店に在籍していた 2025 年 12 月ころにかけて、上記お客さまから当社の定める手続によらない方法で不適切に現金を受領した上、当社への報告を行わずに私的に流用していたこと、及び当社梅田支店に勤務していた元社員 B が、当社城東支社東京営業部に在籍していた 2025 年 2 月ころに、上記と同一のお客さまから当社の定める手続によらない方法で不適切に現金を受領した上、当社への報告を行わずに私的に流用していたことを認定いたしました。それぞれの被害金額は、元社員 A の行為による被害金額が金 9,900 万円、元社員 B の行為による被害金額が金 200 万円となっております。元社員 A と元社員 B の間に共謀があった事実は確認されておりません。なお、元社員 A 及び元社員 B が担当したお客さま全員を対象に実施した調査では、上記の 1 名のお客さま以外には同様の被害の申告は確認されておりません。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまとは、裁判所の調停手続を利用した話し合いを誠実に進めてまいりました。元社員らの行為による被害について、調停手続により本日合意に至った上記の被害金額の全額を当社が補償いたします。

なお、当社は元社員 A 及び B に対し、当社が被害を受けたお客さまにお支払いする金額の弁済を求めてまいります。

3. 関係機関への報告等

当社は本件について調査を行い、監督官庁等関係機関に報告するとともに、警察に相談し、捜査に協力しております。当社は、引き続き、警察の捜査へ全面的な協力を継続してまいります。

なお、現在も捜査中のため、また、被害を受けたお客さまの個人情報を守るため、本件の事実関係の詳細及び個別の内容についてのご説明は差し控えさせていただきます。

4. 人事処分

当社は、既に元社員 A・B を本件行為の重大性に鑑み、懲戒解雇処分としております。

5. 再発防止への取組

当社は、従前より、現金授受に関するルールの策定や周知、営業員の業務管理及びモニタリング、営業部店に対する検査を通じ、また、コンプライアンス及び職業倫理の重要性に関する発信や従業員教育を通じて、不祥事の未然防止及び早期発見に取り組んでまいりました。

しかしながら、結果として本件を防止し、早期に発見することができなかったことを厳粛に受け止め、内部管理態勢の運用にかかる実効性の確保及び職業倫理の醸成の両面における改善すべき課題に対して、以下の再発防止策を実施してまいります。

- ・従前より実施している、全役職員を対象とする自己申告制度や、社員向け相談窓口の充実を通じた、不正につながり得る兆候の早期把握並びに営業員の業務運営及び動態管理のための更なる体制強化
- ・通話録音データの分析への AI 等の活用やリスクベースでのモニタリングの高度化など、モニタリング機能及び内部監査機能の強化
- ・人事異動後の旧担当者はお客さまに継続的に接触しないことや現金授受に関するルールの再周知など、不適切な行為の未然防止に向けたお客さまへの周知徹底
- ・社内研修等において、不正リスクを前提とした管理や職業倫理に関する内容を追加するなど、コンプライアンス教育の更なる充実及び倫理意識の向上
- ・経営陣と社員が直接対話を行うタウンホールミーティングの実施や、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」にインテグリティに関する考え方を反映するなど、経営陣によるコンプライアンス及び倫理意識の重要性に関する継続的な発信と、経営陣と社員の間における双方向の対話の強化

当社は本件を受け、既に代表取締役社長を責任者とした社内横断的な対応チームを設置し、再発防止策の着実な実施に向けた取り組みを開始しております。なお、本件に係る役職員の責任について、本件の全容や原因分析の結果等を踏まえ、適切な判断をしてまいります。

今後も、経営陣主導の下、再発防止策の定着を図るとともに、お客さま本位の業務運営の強化に取り組み、お客さま及び皆さまからの信頼の回復に努めてまいります。

6. お問い合わせについて

【お客さま お問い合わせ窓口】

東海東京証券 カスタマーサポートセンター
電話番号：０１２０－７４７－１０４ 専用ダイヤル
受付時間：平日８：００～１８：００、土曜日９：００～１５：００

【報道関係 お問い合わせ窓口】

東海東京フィナンシャル・ホールディングス コーポレートコミュニケーション部
電話番号：０３－３５１７－８６１８
受付時間：平日９：００～１７：００
(ただし９月１９日(土曜日)は、９：００～１５：００まで受け付けいたします)

以 上